

令和３年度における
市民参加対象事項の取組予定に対する
評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

令和3年4月1日

安城市長 神 谷 学 様

安城市市民参加推進評価会議
会 長 加 藤 研 一

令和3年3月18日に市民参加推進評価会議を開催し、令和3年度における市民参加対象事項の取組予定に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象について

安城市市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）の条例第6条で規定される次の4項目について審議を行いました。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の方法について

条例第7条で規定される、市が市民参加を求める場合の市民参加の方法及び条例第8条で規定される、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目のうち1以上の方法により適切に行われていることを審議しました。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

3 評価結果について

令和3年度に市が取り組む予定の市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 市民参加の手法の組み合わせは十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(2) 市民参加の回数等は十分か	○：十分	△：おおむね十分	×：十分でない
(3) 工夫しているか	○：工夫している	△：まあまあ工夫されている	×：工夫されていない

No.	対象事項	評価結果		担当課
1	公共施設等総合管理計画の改定	(1)	△	経営情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
2	第7次行政改革大綱の策定	(1)	○	経営情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
3	第11次安城市交通安全計画の策定	(1)	△	市民安全課
		(2)	△	
		(3)	△	
4	第三次安城市都市計画マスタープランの変更	(1)	△	都市計画課
		(2)	△	
		(3)	△	
5	自転車活用推進計画の策定	(1)	△	都市計画課
		(2)	△	
		(3)	△	
6	第2次安城市スポーツ振興計画の改定	(1)	○	スポーツ課
		(2)	○	
		(3)	○	

4 対象事項への意見等

No.1 対象事項名 公共施設等総合管理計画の改定（経営情報課）	
【事業の概要】 平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、その後、平成30年2月の公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂により令和3年度中に改訂する。	
意 見	回 答
現計画で「現在の公共施設量をこれまで通り維持管理していくことは困難で、存廃を含めたあり方について検討を行い、費用対効果など総合的見地から管理する必要がある」と言っています。市民生活に大きな影響がある計画であり、ここまで踏み込んだ計画であればパブコメだけでは不十分と考えます。せめて年度の前期に事前アンケートくらいは加えていただきたいです。	国の指針により令和3年度までに行う公共施設等総合管理計画の改定では、既存施設等の維持管理費や利用状況などを整理し、ハード面とソフト面のデータ分析に基づき評価をまいります。計画改定にあたっては、パブリックコメントを実施します。計画策定後、市民にとって影響が大きいと考えられる施設の統廃合などを進めることについては、「市民参加を推進するためのガイドライン」により十分な合意形成を図りながら進めてまいります。
各施設で関係する市民と意見交換・アンケート等を行うことと組み合わせることを検討してほしいです。	同上
必ずパブリックコメントを実施してください。	

No.2 対象事項名 第7次行政改革大綱の策定（経営情報課）	
【事業の概要】 第6次行政改革大綱の計画期間（平成30年度～令和3年度）が終了するが、行政改革の取組は不断に取り組んでいく必要があるため、安城市における新たな行政改革の指針となる第7次行政改革大綱を令和3年度中に策定する。	
意 見	回 答
アンケート、パブコメ、審議会と手順を踏んでいて、市民参加の手法・回数としてはおおむね十分と思いますが、一般市民が審議会で意見を言うのはとても勇気があるものです。2人ではアウェイ感とプレッシャーが大きすぎます。市民の多様な意見を聞くため、委員の公募市民はせめて3人は欲しいです。	委員構成として、市民公募のほかに、これまでも町内会長経験の方や市民団体の方などを任命してきました。 限られた委員定数の中で、様々な立場の方からご意見をいただきたいので、現行の人数でお願いする予定です。ご理解くださいますようお願いいたします。
令和2年度のeモニターアンケートを経て、令和3年度審議会3回、パブリックコメントを1回予定しており、バランスが良いです。	
eモニターアンケートも有。	

No.3 対象事項名 第11次安城市交通安全計画の策定（市民安全課）	
【事業の概要】 交通安全対策基本法第26条第1項及び安城市交通安全対策会議条例第2条に基づき、第11次安城市交通安全計画を策定する。	
意 見	回 答
市民参加の手法、回数はおおむね十分と思いますが、市民参加のスケジュールがR4年3月までになっているのに、実施計画がR3年12月で終わっているのはなぜでしょうか。R4年1～3月は空白の期間、ノープランということでしょうか。	第11次安城市交通安全計画は、上位計画である国や県の計画に基づいた令和3年度から令和7年度までの5か年計画です。 公表は令和3年12月予定であるため、策定期間における市民参加のスケジュールの令和4年1月から3月までを削除します。
交通安全対策という点からは、審議会・ワークショップの検討も良いのではないのでしょうか。	計画策定には交通に関する専門的な知識が要求されるため、安城市交通安全対策会議委員には、特定の役職及び交通安全上必要な機関や団体のうちから委嘱しております。 市民の方々のご意見につきましては、eモニター及びパブリックコメントを活用し集約します。
高齢者・子ども・障がい者・外国人等の意見集約を行う機会を持つべきだと思います。	ご指摘いただきました方々のご意見を集約するため、以下の方法を実施します。 ①高齢者 パブリックコメント資料を公民館等の高齢者の方々が利用する施設に設置します。 ②子ども eモニターを活用し、子どもに関する事項について保護者等世代の意見を集約します。 ③障がい者 パブリックコメント資料を福祉センター等の障がい者の方々が利用する施設に設置します。 ④外国人 パブリックコメント資料を外国人向け講座が開催されている市民交流センター等の施設に設置します。
eモニターアンケートに期待します。	

No.4 対象事項名 第三次安城市都市計画マスタープランの変更（都市計画課）	
【事業の概要】 総合計画（後期計画）及び企業立地推進計画の策定に伴い、第三次安城市都市計画マスタープランの内容の一部を変更する。	
意 見	回 答
世代バランスが考慮されると良いと思います。	都市計画審議会は、法定の有識者等により構成された審議会でございます。マスタープランの策定につきましては、臨時委員を追加し、調査審議を行っており、世代バランスのとれた議論ができるように努めております。
意見を反映できる余地があまりない計画ということであれば、これ以上は望むべくもないと思います。	

No.5 対象事項名 自転車活用推進計画の策定（都市計画課）	
【事業の概要】 自転車活用推進法に基づき、安城市自転車活用推進計画を策定する。	
意 見	回 答
委員の男女比 20 : 3 となっているが、自転車を活用する場面を想定すると、女性のウェイトを高めた方が良いのではないのでしょうか。	安城市総合交通会議の委員については、選出依頼先の関係機関等の事情により性別による選任は難しいですが、公募市民委員の改選の際には男女共同参画が図られるよう引き続き配慮していきます。
男女比に差があるのが気になりました。	同上
エコサイクルシティ計画のことでしょうか。HPで見つけられませんでした。2月にパブコメを行って、3月の審議会③で出た意見を審議できるのでしょうか。また、審議会、パブコメが年度後期に駆け込み的にスケジュールされていて、市民のためになる計画が策定できるとは思えません。審議会②とパブコメは年度中期で行うべきと考えます。	安城市自転車活用推進計画は、自転車活用推進法に基づき今回新たに策定するものです。 審議会、パブコメのスケジュールにつきましては、計画の素案作成に時間が必要なため、年度後期の実施としております。時間的な制約はありますが、いただいた意見については審議会の中で審議できるようにしてまいります。
市民生活に密着したテーマであり、最初の計画づくりの観点から、課題・ニーズ把握の機会が必要ではないのでしょうか。	令和元年度の自転車を含めた公共交通に関する市民アンケートの実施により、課題・ニーズの把握をしております。
市民ニーズをしっかりと掴んだ方がいいのではないのでしょうか。回答数が37%しかありません。新しい計画を作ろうというのであれば、その前段階で、ニーズ等を把握することがとても重要だと思います。	

す。素案に時間がかかるとありますが、素案の中にニーズを入れて作らなければ、結局独りよがりの計画になってしまい、市民にとって本当に使いやすいのか非常に疑問に思います。しっかりその辺の内容が審議できるような体制でやっていただきたいです。	
---	--

No.6 対象事項名 第2次安城市スポーツ振興計画の改定（スポーツ課）	
【事業の概要】 平成28年度から施行の第2次安城市スポーツ振興計画の中間見直しをする。	
意 見	回 答
中間見直しであり、策定完了がR4年9月であることからおおむね十分と思います。ただし東京2020のレガシーを引き継ぐとありますが、オリパラ自体が中止になった場合もこのスケジュールで対応できるのでしょうか。	オリパラが中止になった場合でも、予定しているスケジュールで中間見直しを進めてまいります。市民アンケートでは、オリパラが市民にどのような影響を与えたか、また、オリパラを契機としたスポーツへの関心の高まりを引き継ぎ、2026年アジア競技大会について市民に関心をもっていただけるような事項を取り入れ、計画に反映できるよう検討してまいります。
e モニターアンケートがあってもいいのかなと思います。	中間見直しに先立ち、本市のスポーツ振興に関する課題や市民の考えを確認するため、令和2年10月30日から11月6日にかけて実施しました。
審議会回数、アンケート、パブリックコメントがバランスよく予定されています。	

5 市民参加の推進全般に関するご意見等

意 見	回 答
パブリックコメントの認知度が低いのが難点（カタカナだと分かりにくいので「意見募集」を追記しては）もっと市政に関心を持ってもらえるようにPRをすることで、地域の一人一人が真剣に取り組む、街の活性化に繋がるといいと思います。その為にも目的を持たないと出入りしにくい施設等に設置するだけでなく、市民が集まる場所に設置があってもいいと思います。（イベント会場やスーパー等）「パブリック普及委員会」等を作ってPRしてもいいと思います。	（市民協働課） 関心を持っていただけるよう、募集時には「〇〇プランへのパブリックコメントによる意見募集」と謳っておりますが、依然として認知度の向上が課題であると感じております。 より意見を求めやすい手法・効果的なPRについて検討してまいります。

安城市としての方向性をしっかり市民に伝え、市民から多くの意見を出してもらって（パブリックコメント等活用し）、自主的な市民行動に移ることができる様、市・市民・団体など一体となって進めれるといいですね。難しいとは思いますが、いい知恵を出したり、行動につなされる市民になるよう努めます。	
--	--

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名で構成されています。

	氏 名	職 名	区 分
会長	加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体
副会長	前田 末子	さんかく21・安城 副会長	市民団体
委員	浅井 紀博		公募市民
〃	蓮池 弓子		
〃	古居 敬子		
〃	松崎 興治郎		
〃	三島 知斗世	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 副理事長	学識経験者
〃	大見 礼恵	安城商工会議所青年部 安城元気フェスタ 特別委員長	公共的団体
〃	山下 眞志	安城市市民協働サポータークラブ 副会長	市民活動団体
〃	神谷 輝幸	特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会 エコネットあんじょう 理事長	

（任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日）